

苫小牧市
自主防災組織活動助成金交付要綱

令和7年4月

苫小牧市市民生活部危機管理室

苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成及び自主防災活動の促進を図るため市内の自主防災組織が行う防災活動に対して、助成を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、火山噴火、津波、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 防災に関する啓発活動
- (2) 防災訓練
- (3) 防災に関する研修等
- (4) 感染症対策
- (5) その他市長が特に認める事業

2 前項の対象事業について、複数町内会にまたがって行う場合には、費用区分を明確にすること。

(助成の制限)

第4条 助成金の交付の制限は、予算の範囲内において、各団体、年1回を上限とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象事業にかかる経費(以下「助成対象経費」という。)の2分の1以内の額とし(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)、その上限額は5万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 自主防災組織を有する町内会又は自主防災組織の代表者(以下「代表者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、自主防災組織活動助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書(写)その他助成対象経費の内容が確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付内定前の着手)

第7条 代表者は、やむを得ない事由により交付内定前に助成対象事業に着手する場合は、自主防災活動助成金交付内定前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金交付の内定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認め、助成金交付を内定したときは、自主防災組織活動助成金交付内定通知書(様式第4号)により代表者に通知する。

(事業内容の変更等)

第9条 助成金の内定の通知を受けた代表者は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、自主防災組織活動助成事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第10条 代表者は、事業を完了したときは、1ヶ月以内に自主防災組織活動事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 助成対象経費の領収書及び納品書等の明細書(レシートでも可)の写し
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金額の決定)

第11条 市長は、前条の報告があつたときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、助成金額を決定し、自主防災組織活動助成金交付決定通知書(様式第8号)において指令する。

(助成金の交付請求)

第12条 代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の取消し等)

第13条 市長は、代表者が偽りの申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

苫小牧市長 様

(申請者) 住所 苫小牧市
団体名
代表者氏名
連絡先

自主防災組織活動助成金交付申請書

自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので、苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

助 成 金 額	円
---------	---

2 自主防災組織名

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書(写)その他助成対象経費の算定の基礎となった書類
- (3) その他

苫小牧市長 様

(申請者) 住所 苫小牧市
団体名
代表者氏名
連絡先

自主防災組織活動助成金交付内定前着手届

苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱第7条の規定により、下記事業について、別記条件を了承の上、助成金交付内定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 事業の名称 _____
- 2 事業申請団体 _____
- 3 交付申請金額 _____ 円
- 4 着手予定年月日 _____
- 5 完了予定年月日 _____
- 6 交付内定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 助成金交付内定に至らない場合でも、当町内会で支払います。
- 2 助成金交付内定を受けた助成金額が交付申請額、又は交付申請予定額に達しない場合にお異議は申し立てません。
- 3 当該事業については、着手から交付内定を受ける期間内において、計画変更を行いません

様式第4号(第8条関係)

苦 危 機 第 号
令 和 年 月 日

(申請者名) 様

自主防災組織活動助成金交付内定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった自主防災組織活動助成金について、苦小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱第8条の規定により、審査の結果、下記のとおり助成することに内定いたしましたので通知いたします。

苦小牧市長 印

記

交 付 内 定 額	円
-----------	---

苫小牧市長 様

(申請者) 住所 苫小牧市
団体名
代表者氏名
連絡先

自主防災組織活動助成事業変更(中止)承認申請書

令和 年 月 日付け苫危機第 号で助成金の交付を内定された自主防災組織活動事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、承認くださるよう苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

事業名	
区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
理由	

添付書類(事業変更の場合のみ)

別紙のとおり

苫小牧市長 様

(申請者) 住所 苫小牧市
団体名
代表者氏名
連絡先

自主防災組織活動事業実績報告書

令和 年 月 日付け苫危機第 号で助成金の交付を内定された自主防災組織活動事業について、完了したので、苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 助成金額

円

2 添付書類

- (1) 事業実績書(材)
- (2) 助成対象経費の領収書及び納品書等の明細書(レシートでも可)の写し
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) その他

(申請者名) 様

自主防災組織活動助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった苫小牧市自主防災組織活動助成事業（以下「助成事業」という。）について、苫小牧市自主防災組織活動助成金交付要綱第11条の規定により、審査の結果、下記のとおり交付することに決定いたしましたので通知します。

令和 年 月 日

苫小牧市長 印

記

1 助成金交付額 _____ 円

2 助成事業の内容等 _____

3 助成条件

(1) この助成金を目的以外に使用したときは、助成金の全額を返還させることがあります。

(2) 必要と認めるときは、会計に係る書類を調査することがあります。

助成金交付請求書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者) 住所 苫小牧市
団体名
代表者氏名
連絡先

苫小牧市自主防災組織活動補助事業の交付を決定された助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込み先

振込先金融機関	支店
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

3 発行責任者及び担当者

・発行責任者 役職 _____ 氏名 _____ (連絡先 _____)
・担当者 役職 _____ 氏名 _____ (連絡先 _____)